

議案第21号

幕別町表彰条例の一部を改正する条例

幕別町表彰条例（昭和48年条例第1条）の一部を次のように改正する。

第2条中「町長が別に定める選考委員会の審査」を「第3条に規定する表彰者選考委員会の選考」に改める。

第3条を次のように改める。

（表彰者選考委員会）

第3条 第2条に規定する表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）の選考を行うため、表彰者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、被表彰者の選考について、町長の諮問に応じ審査及び答申をするものとする。
- 3 委員会の委員は10人とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 公募による者
- 4 委員会の長（以下「委員長」という。）は委員の互選による。
- 5 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理するものとする。
- 6 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 委員会は委員長が招集し、議長となる。
- 8 委員会は、委員定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第6条中「被表彰者が死亡しているときは」を「表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したとき又は既に死亡しているときは」に改める。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（欠格条項）

第7条 町長は、表彰の基準に該当する者であっても、本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失い、不適當であると認める場合には、表彰

の対象としないものとする。

- 2 町長は、表彰を受けた者が、本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失い、不相当であると認める場合には、表彰を取り消し、功労章等の返還を命じるものとする。

(感謝状等の贈呈)

第8条 町長が、町行政に寄与しその功績が著しく、感謝するに足ると認められた個人又は団体に対しては、感謝状を贈る。

- 2 町長が、品評会、共進会、競技会その他の催し等において特にすぐれた成績をおさめ、賞するに足ると認められた個人又は団体に対しては、賞状を贈る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第3条に規定する表彰者選考委員会に相当する組織(以下「従前の組織」という。)の委員等である者は、この条例の施行の日に、第3条第3項の規定により当該委員会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、同日における従前の組織の委員等としての残任期間と同一の期間とする。